

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成三十一年三月二十五日

広島県西部農林水産事務所長 菅原基晴

広島市	事業主体	大原	地区名	区画整理事業	事業名	平成三十一年三月三日	換地処分年月日
-----	------	----	-----	--------	-----	------------	---------